

東日本大震災被災地における 雇用調整助成金の教育訓練の特例

津波等による被害が著しい地域においては、当分の間、企業のCSR(社会的貢献)に資するとともに、地域貢献に寄与する活動も、雇用調整助成金の教育訓練の助成対象となります。(特例対象市町村については裏面を参照)

(例)

【被災住民生活支援】

- 避難所における支援活動(炊き出し、介助等)
- 居宅で不自由している方への物資の配送
- 独居老人に対する訪問・見守り 等

【地域再生支援】

- 市街整備(がれきの撤去作業等)
- 植生 等

実施に当たっては、以下の条件を満たすことが必要です。

- 業務の一環として教育訓練期間中の賃金が支払われるものであること
- 教育訓練のねらい、具体的な内容、スケジュール等を明記したカリキュラムが作成されていること
- 地域貢献活動について十分な経験がある指導員の指導の下に行われること

